

菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ の設置について

(令和元年 10 月 15 日 食品安全委員会決定)

1 ワーキンググループ設置の趣旨

調製粉乳の規格については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）において、「乳又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。」と規定されている。

令和元年 10 月 9 日、厚生労働大臣から、ビフィズス菌及び乳酸菌の菌末を原材料として使用する調製粉乳に関して、同大臣の承認に当たり審査すべき事項を設定することについての評価の要請（令和元年 10 月 9 日付け厚生労働省発生食 1109 第 4 号）がなされた。

当該要請は、想定している使用者が乳幼児であり、成人と腸内細菌叢が異なること等から、原材料として使用する菌末による健康への影響を評価するために、幅広い分野の専門委員の参加を得て、調査審議を行う必要がある。

このため、食品安全委員会に、「菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置し調査審議することとする。

2 所掌事務

WG は、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WG は、専門委員により構成し、その WG に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WG の事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WG の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WG の会議を招集し、その議長となる。

- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員又は外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

令和元年10月16日から施行する。

6 期限

令和2年度末までに食品健康影響評価を完了し、WGを廃止する。